

## 川崎市高津区選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市高津区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和8年1月27日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 石 貫 玲 子

### 1 場 所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

川崎市高津区役所内

川崎市高津区選挙管理委員会会議室

### 2 日 時

令和8年2月5日 午後6時

## 開票立会人を定めるくじの方法

### 1 くじの順序 [ 各選挙ごとに(1)人数制限のくじ ⇒ (2)政党制限のくじ ]

- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては候補者届出政党及び候補者（候補者届出政党の届出に係る者を除く。）、衆議院比例代表選出議員選挙にあっては衆議院名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が一の選挙において10人を超えるときは、最初に当該一の選挙において公職選挙法（以下「法」という）第62条第2項の人数制限のくじを行い10人を定める。この場合において、同項第1号、第2号及び第3号に規定する事由が生じたときは、当該号に定める者の届出に係る者を除いて開票立会人を定める。
- (2) 次に、当該10人中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、当該3人以上の者の中から同条第4項の政党制限のくじを行い開票立会人を定める。

### 2 人数制限のくじ（法第62条第2項）

1から10までの数字が記載されたくじ棒と10人を超えた部分の人数に相当する数の何も記載されていないくじ棒を準備する。

これらのくじ棒に記載された数字が外部から見えない深さの容器に当該くじ棒を入れ、開票立会人届出台帳に記載された順番に従い各委員が被届出者1人につきくじ棒を1本ずつ抜き出し、当該抜き出したくじ棒に数字の記載があるものを引き当てた被届出者を開票立会人と定める。

### 3 政党制限のくじ（法第62条第4項）

前項のくじにより定められた10人中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、前項のくじに準じた方法により当該3人以上の者の中から開票立会人となる2人を定める。

### 4 開票立会人決定後の政党制限のくじ（法第62条第5項）

開票立会人が定まった後に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合のくじは、3のくじに準じた方法により行う。この場合のくじについても、当該くじを行う日時及び場所についてあらかじめ告示を必要とする。